

秋田県農林水産業・農山漁村振興基本計画  
新ふるさと秋田農林水産ビジョン

(素案)

令和3年12月  
秋 田 県

# contents 目次

<b>1</b>	<b>第1編 新ふるさと秋田農林水産ビジョンの策定にあたって</b>	<b>1</b>
	第1章 新ふるさと秋田農林水産ビジョンの策定	2
	1 策定の趣旨	2
	2 実施期間	3
	3 計画の位置づけ	3
	4 ビジョンを実現するために	3
	(参考) 秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例(抜粋)	6
	第2章 我が国の農林水産業を取り巻く情勢	7
	1 情勢の変化	7
	2 国の新たな動き	12
	3 本県農林水産業の特色	15
	第3章 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンの成果	23
	1 これまでの施策の検証	23
	2 主な課題と今後の推進方針	26
<b>2</b>	<b>第2編 新ふるさと秋田農林水産ビジョンの目指す姿</b>	<b>29</b>
	第1章 目指す姿	31
	おおむね10年後の姿	31
	第2章 新ふるさと秋田農林水産ビジョンの概要	32
<b>3</b>	<b>第3編 目指す姿を実現するための施策展開</b>	<b>35</b>
	第1章 新ふるさと秋田農林水産ビジョンの施策体系	37
	第2章 施策の展開方向	40
	<b>施策1 農業の食料供給力の強化</b>	40
	方向性-1 経営力の高い担い手と新規就農者の確保・育成	41
	方向性-2 持続可能で効率的な生産体制づくり	41
	方向性-3 マーケットに対応した複合型生産構造への転換	42
	方向性-4 水田のフル活用と需要に応じた米生産の促進	42
	方向性-5 農産物のブランド化と流通・販売体制の整備	43
	方向性-6 秋田の「食」のブランド化と県産食品の売込み	43
	<b>施策2 林業・木材産業の成長産業化</b>	44
	方向性-1 次代を担う人材の確保・育成	45
	方向性-2 再造林の促進	45
	方向性-3 木材の利用の促進と生産・流通体制の整備	46
	方向性-4 森林の有する多面的機能の発揮の促進	46
	<b>施策3 水産業の持続的な発展</b>	47
	方向性-1 次代を担う人材の確保・育成	48
	方向性-2 つくり育てる漁業の推進	48
	方向性-3 漁業生産の安定化と水産物のブランド化	49
	方向性-4 漁港・漁場の整備	49
	<b>施策4 農山漁村の活性化</b>	50
	方向性-1 中山間地域における特色ある農業の振興	51
	方向性-2 地域資源を生かした多様な農村ビジネスの促進	51
	方向性-3 新たな兼業スタイルによる定住の促進	52
	方向性-4 里地里山の保全と鳥獣被害対策の推進	52
	方向性-5 安全・安心な地域づくりと施設の長寿命化の推進	53

---

<b>4</b>	<b>第4編 農林水産業の展望 ～10年後の姿～</b>	55
----------	------------------------------	----

---

<b>5</b>	<b>第5編 経営モデル（営農類型）</b>	65
----------	------------------------	----

---

<b>6</b>	<b>第6編 参考資料</b>	67
----------	-----------------	----

- 資料1 用語解説
- 資料2 目指す成果(指標)一覧
- 資料3 施策体系一覧表(索引)



# 第1編

新ふるさと秋田農林水産ビジョンの  
策定にあたって

## 第1編 新ふるさと秋田農林水産ビジョンの策定にあたって

**第1章 新ふるさと秋田農林水産ビジョンの策定****1 策定の趣旨**

県では、平成22年度から12年間、本県農林水産業が魅力的な地域産業として発展できるよう「ふるさと秋田農林水産ビジョン」に基づく施策・事業に取り組み、「米依存からの脱却」と「農業産出額の増大」を目標に掲げ、複合型生産構造への転換を強力に推進してきました。

特に、平成29年度に改訂した「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」では、国の農政改革や国際通商交渉等による産地間競争の激化のほか、急速な就業人口の減少による構造的な労働力不足への対応を重点的な取組と位置付け、農林漁業振興臨時対策基金を活用しながら、農業者や地域の意欲ある取組を積極的に支援してきたところです。

これまでの取組の結果、農業については、園芸メガ団地や大規模畜産団地の整備等による生産基盤の強化に加え、えだまめやねぎ、しいたけ等の日本一を目指した産地づくりが進んだほか、「秋田牛」のデビュー、果樹・花きのオリジナル品種、秋田米新品種「サキホコレ」の育成など、将来の本県農業の核となる基盤が整備され、農業産出額も増大するなど、着実に成果が現れてきております。

また、林業については、全国屈指の資源量を誇るスギ人工林が本格的な利用期を迎える中、丸太の供給体制や木材の加工・流通体制が強化されるとともに、木材クラウド等による情報の共有化が図られるなど、本県が目指す木材総合加工産地づくりが進展してきております。

水産業については、つくり育てる漁業の積極的な推進により、マダイやヒラメ、トラフグ等の資源の維持・増大が図られたほか、令和元年度に開催した「全国豊かな海づくり大会」を契機として、水産業の活性化が図られています。

今後、世界的な食料不安や農業の担い手・労働力不足の深刻化のほか、地球温暖化防止に向けた脱炭素化・環境負荷軽減に対する関心がますます高まるなど、大きな社会情勢の変化が見込まれております。

こうした時代の潮流に的確に対応し、これまでの取組をもう一段ステップアップしつつ、将来の労働力不足やカーボンニュートラルへの対応、スマート技術等を駆使した次世代型農林水産業の推進など、新たな視点を踏まえながら、本県農林水産業の食料供給力の強化や成長産業化に取り組むことが重要です。

このような考え方のもと、これまでの「ふるさと秋田農林水産ビジョン」を見直し、令和4年度からの県農林水産行政運営の指針として策定したものです。

## 2 実施期間

本計画の実施期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

## 3 計画の位置づけ

「秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例」第9条に基づく基本計画として、また、県政の運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を補完し、農林水産施策全体を網羅する基本計画として位置付けられるものであり、本県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を明らかにしたものです。

※ 本計画は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年十二月三日法律第六十七号）の第三章「地域の農林水産物の利用促進」第41条に基づく県の計画（地産地消促進計画）とします。

## 4 ビジョンを実現するために

ビジョンが目指す姿を実現するためには、農林漁業者や農山漁村居住者の主体的な取組を基本に、県、市町村、農林水産業関係機関・団体が緊密な連携の下に、それぞれの役割を果たしながら、農林漁業者等の取組をしっかりと支援していくことが不可欠です。

また、農林水産業・農山漁村が果たしている様々な役割について、農林漁業者のみならず、消費者・県民や食品事業者などの方々に理解を深めていただき、幅広い支援、支持を得ながら、新しい農林水産業・農山漁村を築き上げていくことが重要です。

### （1）農林漁業者の主体的な取組

農林水産業・農山漁村を担うのは、一人ひとりの農林漁業者・農山漁村居住者であり、このビジョンの主人公もこうした人々です。

とりわけ、本県の農林水産業が今後とも力強く発展していくためには、何よりも農林漁業者の主体的で創意工夫をこらした取組が欠かせません。

一人ひとりの農林漁業者が、消費者や市場・食品産業などのニーズを的確に捉え、新しい技術の導入や自らの創意工夫によって、チャレンジ精神にあふれる積極的な経営展開を図っていくことが求められています。

また、農林漁業者は、消費者や異業種との交流を通じて幅広い視野を養いながら、消費者・県民にも開かれた活力に満ちた農山漁村づくりに取り組んでいくことが求められています。

## (2) 農林水産業関係団体等の役割

農林水産業関係団体等は、地域における農林漁業者一人ひとりと深い関わりを持って活動しています。

それぞれの団体等は、若者や女性などの新しい人材を積極的に登用することなどにより、時代と農林漁業者等のニーズに即した経営・運営体制と機能の整備・強化を図り、地域に根ざした活動を積極的に展開して、農林漁業者の期待と要請に応えることが求められています。

### ① 農業協同組合

農業協同組合は、農業者の協同組織として、営農指導をはじめ、販売、購買、信用、共済などの各種事業を通じて、農業者の営農と暮らしに直接かかわる重要な役割を担っています。

また、農産物の流通や生産資材の供給等を適切に行い、農業所得を向上させていくことが最大の使命であり、農村地域の発展に寄与することが求められています。

さらに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現に向けて、経営の健全性を確保するとともに、次世代や地域共生社会の構成員とともに存立し、協同組合としての役割を發揮し続けていくことが求められています。

### ② 農業委員会

農業委員会は、地域の「人と農地」に最も精通した組織で、優良農地の確保や農地の利用集積、担い手の育成などを通じて、農業構造の持続的発展に大きな役割を担っています。

今後は、「農業者を代表」する組織としての自負と責任の下に、地域の課題に農業者と一体となって取り組み、足腰の強い地域農業の構築に向け、これまで以上に、主導的な役割を果たしていくことが求められています。

特に、担い手への農地の集積・集約化や有休農地の発生防止・解消・新規参入の促進などを推進するため、農地利用最適化推進委員と農地中間管理機構（現地相談員）との連携強化が求められています。

### ③ 農業共済組合

農業共済組合は、農業保険制度の運用を通じて、農業経営の安定に大きな役割を担っています。

今後は、全県1組合によるスケールメリットを發揮し、組織基盤の充実と事業運営の合理化・効率化や、制度への加入促進などを通じて、農業経営の安定にさらに大きな役割を果たすことが求められています。

特に、収入保険制度を農業経営のセーフティネットとして有効に機能させるため、農業者への制度説明や加入促進などの更なる取組が求められています。

### ④ 土地改良区

土地改良区は、農業農村整備事業の推進組織として、また、農業用水路などの土地改良施設を管理する組織として、重要な役割を担っています。

今後は、統合整備や区域面積の拡大等により組織の運営基盤の強化を図り、市町村や関係機関・団体と連携して、土地改良施設等の保全を通じた農山村地域の維持や活性化に積極的な役割を果たすことが求められています。

また、自然災害発生時における応急対策などの迅速な対応、ほ場整備と連携して推進する農地中間管理機構を活用した農地集積などの取組において、土地改良区が果たす役割は重要になっています。



### ⑤ 森林組合

森林組合は、森林所有者の協同組織として、森林の経営に関する指導をはじめ、林産物の販売・加工、森林整備などの各種事業を通じて、森林所有者の経済的・社会的地位の向上並びに森林の有する多面的機能の発揮及び生産性の向上を図る役割を担っています。

今後は、地域の森林管理の中心的な担い手として、森林施業の集約化や皆伐・再造林等に取り組み、豊富な森林資源の循環利用を通じて、山村地域の活性化にも寄与することが求められています。

### ⑥ 漁業協同組合

漁業協同組合は、漁業者の協同組織として、販売・購買事業や漁業権管理、水産資源の適切な利用・管理等を通じて、漁村の地域経済や社会活動を支える役割を担っています。

今後は、消費者へ安心な水産物の安定供給、漁業生産の維持・増大、担い手の育成、水産物の高付加価値化や販路開拓による漁業経営の改善など、地域漁業の総合的な振興と発展、活性化を支援することが求められています。

## (3) 市町村の役割

市町村は、地域農業の振興や地域の活性化に直接関わる行政機関であり、それぞれの市町村における農林水産業・農山漁村の振興方向を明らかにし、県のビジョンとの一体的な施策の推進に努めるとともに、地域の視点に立った独自の施策を展開するなど、農林漁業者や地域住民の主体的な活動への積極的な支援が求められています。

## (4) 県の役割

県は、このビジョンの実現に向けて、県内外の社会経済情勢や農林水産業情勢の変化を的確に踏まえながら、市町村や関係団体等と連携をさらに強化し、農林漁業者や地域の意向・要望を十分に反映した施策を講じるとともに、その実効性の確保に努めます。

## (5) 県民との協働

農山漁村は、県土の保全や文化の伝承、県民へのやすらぎや子どもたちの教育の場の提供など、県民生活にかけがえのない多様な役割を担っており、こうした役割は、人々が農山漁村に定住し、適切な生産活動が維持されて、はじめて十分に果たすことができるものです。

今後、農山漁村を県民共有の空間として次代に引き継いでいくためには、農山漁村の役割に対する県民の理解を深めていくとともに、県民一人ひとりが食と農にふれあい、親しみ、愉しむ活動などを通じて、農山漁村づくりの一翼を担っていくことが求められています。

「ふるさと秋田農林水産ビジョンー農林水産業・農山漁村振興基本計画ー」は、秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例第9条の規定に基づき作成したものです。

(参考)

秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例  
(平成15年3月11日秋田県条例第38号)

## 第二章 農林水産業・農山漁村振興基本計画

第九条 知事は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する基本的な計画(以下この条において「農林水産業・農山漁村振興基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 農林水産業・農山漁村振興基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 農林水産業及び農山漁村の振興に関する基本的な方針
  - 二 農林水産業及び農山漁村の振興に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 三 前二号に掲げるもののほか、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、農林水産業・農山漁村振興基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産業及び農山漁村の振興について学識経験を有する者、農林水産業者等並びに消費者団体の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、農林水産業・農山漁村振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを県議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 県議会は、農林水産業・農山漁村振興基本計画について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。この場合において、知事は、当該意見の趣旨を尊重するように努めるものとする。
- 6 前三項の規定は、農林水産業・農山漁村振興基本計画の変更について準用する。